

パッケージプラン・手配留学・いつでも出発(共通)留学プログラム留意事項

限られた期間の中でより大きな成果と安全で快適な留学生活を送るために、プログラム内容を十分に理解するとともに、下記ご留意事項をご熟読いただくようお願いいたします。

1. 留学について

- (1)この留学プログラムは(株)日本アジア文化センター(大阪市北区堂島2-1-27以下「弊社」といいます)が留学手続きの取扱いをします。
- (2)留学プログラムの性格上、現地滞在中の研修の日程、行事の決定及び変更、滞在地域での運営方法などについては受入れ大学の責任のもとに行われますので、その指示決定に従っていただきます。
- (3)弊社は国際交流と相互理解の立場から年齢、資格、本約事項の趣旨に合致しないと判断した場合、申込みをお断りする場合があります。弊社はプログラム参加者(以下「参加者」といいます)のオリエンテーションを担当し、また弊社は受入れ大学の契約約束事項の履行にあたり違反事項があった場合、参加者の立場を立て、その責任を受入れ大学ととせざるよう努めるものです。
- (4)このプログラムへの参加者はプログラムの趣旨、目的を十分に理解しうて参加するものとします。

2. 目的および趣旨

このプログラムは、現地の語学教育機関で、自分のレベルにあったクラスで授業を受け、短期間で語学力の向上を目指すとともに、学校のスタッフ、または目的で学んで来ている他の国の人たちとのコミュニケーションを通して、より実践的な語学力の向上を目指すプログラムです。また、語学力の向上だけでなく、視野と国際人としての感覚を身につけることも大きな目的です。どちらの目的も、ただ参加しただけの受身の気持ちでは成果は期待できません。自ら積極的に何かを掴み取る気持ちと行動が必要条件となります。また、慣れない海外での生活では様々な困難に直面することもあります。自らの力で困難を克服して大きく大きく自信になり、新たな自分を再発見する研修になることでもあります。国際人としての常識を持ち、大学での授業や滞在先ではルールを守り、節度ある態度で、実りある留学を創り上げてください。

3. 滞在先について

- (1)滞在先には、留学生寮(大寮)・ゲストハウス・ホームステイ(下宿)・ホテル・レジデンスなどがあります。それぞれの入退寮時間(チェックイン・チェックアウト)や喫煙などについての規則がありますので、到着時の説明を良く聞いて、規則は必ず守ってください。
- (2)留学に利用するゲストハウス、留学生寮(大寮)・ホームステイ(下宿)およびホテルはいずれも観光客向けの宿泊施設と異なり、お湯や電気の供給、また電話などの通信機能がよい場合があります。
- (3)また宿泊施設のフロントでの対応は原則現地公用語のみとなります。

4. 受入れ大学、滞在先による契約の解除

参加者が着しプログラムの趣旨に反し、プログラムの円滑な運営を妨げる行為と判断される場合は、受入れ大学、滞在先が契約を解除することがあります。また、受入れ国の生活様式、風俗習慣、法律、法令、受入れ大学の学則、制度を守らない場合も滞在先をお断りする場合があります。いずれの場合も滞在先費、授業料などの払い戻しはいたしません。

5. その他

プログラム参加中の参加者への連絡は当プログラムに参加中の参加者に対する個人的な連絡はやむを得ない場合を除いて取り次ぎません。また、やむを得ない場合であっても、連絡は特別緊急な場合を除き、直接参加者本人には連絡いたしません。

6. 海外危険情報について

渡航先(国又は地域)によっては、外務省より危険情報などの安全関係の海外渡航関連情報が出されている場合があります。お申込みの際に販売店にご確認ください。海外渡航関連情報は、外務省領事サービスセンター(音声サービス)などもご確認ください。

ご旅行条件書(パッケージプランいつでも出発)(募集型企画旅行)

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

2. 募集型企画旅行契約

- (1)この旅行は、(株)日本アジア文化センター(大阪市北区堂島2-1-27 観光庁長官登録旅行業第1751号)が企画・実施する旅行であり、(株)旅行サービス(以下「弊社」といいます)が企画・実施する旅行であり、(株)日本アジア文化センター(以下「弊社」といいます)と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。
- (2)弊社はお客様が弊社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関などの提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを行います。
- (3)旅行契約の企画・条件は、本旅行条件書、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面(以下「最終旅行日程表」といいます。)及び、弊社旅行予約募集型企画旅行契約の部(以下「旅行予約募集型企画旅行契約」といいます。)によりします。但し、海外発着の場合は、当社旅行予約募集型企画旅行契約・募集型企画旅行契約の部(以下「特定旅行契約の部」といいます。)によりします。

3. 旅行のお申込みと契約の成立時期

- (1)弊社又は弊社の受託営業所(以下「弊社」といいます。)にて弊社所定の旅行申込み書に所定の事項を記入の上、弊社に記載した申込金(50,000円)を添えてお申込みいただきます。申込み金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として振り込まれます。また、旅行代金は、弊社らが契約の締結を承認し申込み金を受領したときに成立するものとします。
- (2)弊社は電話、郵便、ファックス、インターネット及びその他の通信手段による旅行契約の予約申込みを受け付けることがあります。この場合予約の時点では契約は成立していません。弊社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日より3日以内に申込み書の提出と申込み金の支払いを完了していただきます。この期間内に申込み書の提出と申込み金の支払いがされない場合は、弊社らがお申込みはなかったものとして取り扱います。
- (3)旅行契約は、電話によるお申込みの場合、本項(2)により申込み金を弊社らが受領したときに、また、郵便又は、ファックス、インターネットでお申込みの場合は、申込み金の支払い後、お客様のお客さまの旅行契約を承諾する通知を出したときに、成立いたします。また、電話、郵便、ファックスその他の通信手段でお申込みの場合であって、通信契約によって契約を成立させる場合は、第24項(3)の定めにより契約が成立します。
- (4)弊社らは、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除などに関する一切の代理権を有しているものとします。
- (5)契約責任者は、弊社らが定める日までに、構成者の名簿を弊社らに提出しなければなりません。
- (6)弊社らは、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (7)弊社らは、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (8)お申込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにはできない場合は、弊社らは、お客様の承諾を得て、お客様に期限を明確にしたうえで、お待ちいただくことがあります(以下、この状態のことを「ウェイトイン」といいます。)。この場合、お客様がウェイトインのお客様として登録し、予約可能となり、手配努力をいたします。この場合でも弊社らは申込み金を申し受けます。(ウェイトインの登録は予約完了を保証するものではありません。)。ただし、「弊社らが予約可能となった旨を通知する前にお客さまよりウェイトイン登録の解除のお申し出があった場合は、弊社らは当該お申し込みを全額払い戻します。
- (9)また「お待ち頂ける期間までに結果として予約できなかった場合は、弊社らは当該申込み金を全額払い戻します。
- (9)また(8)の場合で、ウェイトインコースの契約は、弊社らが、予約可能となった旨の通知を行ったときに成立するものとします。

4. お申込み条件

- (1)18才未満の方は親権者の同意書が必要で、60才以上の方は、所定の「健康アンケート」の提出をお願いします。旅行の安全かつ円滑な実施のためにコースによりご参加をお断りさせていただくか、同業者の同行などを条件とさせていただきます。また、ご参加の場合に、コースの1日についての内容を変更させていただきます場合があります。コースによって異なります。詳しくは各コースの参加資格を参照して下さい。
- (2)特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が弊社指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (3)慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申込み時にお申し出下さい。弊社では可能な合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、お客様のお申し出に基づき、弊社がお客様のために「譲り特別な措置」を要する費用はお客様の負担とさせていただきます。なお、この場合、医師の診断書を提出していただく場合があります。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者/同伴者の同行などを条件とさせていただきます。コースの一部について内容を変更させていただきます。又は「負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただきます」場合があります。
- (4)お申込み(1)(2)(3)の場合で、弊社よりお客様にご連絡が必要な場合は、(1)(2)は、お申し込みの日から(3)はお申し込みの日、原則として1週間以内にご連絡いたします。
- (5)お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療が必要とする状態になったと弊社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるために必要な措置をとらせていただきます。これにかかると一切の費用はお客様のご負担となります。
- (6)お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。
- (7)お客様がお客様に迷惑を及ぼし、又は別行動の円滑な実施を妨げるおそれがある場合と弊社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (8)その他弊社の業務上の都合がある場合には、お断りをお断りする場合があります。

5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- (1)弊社らは、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び弊社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はパンフレット、本旅行条件書などにより構成されます。

- (2)本項(1)の契約書面を補完する書面として、弊社はお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を速くとも旅行開始日の前日までに(原則として旅行開始日の5日前～3日前)にはお渡ししういただきます。また、年末年始やゴールデンウィークなどの特定時期出発のコースの一部では旅行開始日の前日にお渡しすることがあります。この場合でも旅行開始日の前日までに(原則として、お申込み旅行開始の前日から起算してさかのぼって30日前)にお渡しの場合、旅行開始当日にお渡しすることがあります。

6. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始の前日から起算してさかのぼって21日以前(21日)以前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日以前にあたる日以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の弊社らが指定する期日までに(原則として)お支払いいただきます。また、弊社お客様が第24項に規定する通信契約を締結しない場合であっても、お客様が提携カード会社のカード会員である場合で、お客様の承諾があるときは、提携会社のカードよりお客様の署名無くして旅行代金(申込金、追加代金として表示したものを含みます。)(第15項に規定する取消料・違約料、第10項に規定されている追加料金及び第14項記載の交替手数料を含まない)をお支払いいただくことがあります。また、この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日となります。

7. 旅行代金について

「旅行代金」は、第3項の「申込み金」、第15項(1)の①の「取消料」、第15項(1)(2)の②の「違約料」、及び第23項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集型企画旅行(以下「旅行契約」)における「旅行代金」は、「旅行代金」として表示した金額に「追加代金」として表示した金額(マイナー割引代金)として表示した金額となります。

8. 旅行代金に含まれるもの

- (1)旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道など運送機関の運賃・料金(この運賃・料金には、運送機関の課す付加運賃・料金(原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件に限りお客様に一律に課せられるもの)に限ります。))を含みます。また、等級の選択ができるコースと特定の等級を利用するコースがあり、パンフレットに明示します。
- (2)旅行日程に含まれる空港バスなどの料金(空港・駅・埠頭と宿泊場所 / 旅行日程に「お客様負担」と表記している場合を除きます。)
- (3)旅行日程に明示した観光の料金(バス料金・ガイド料金・入場料)
- (4)旅行日程に明示した留学生寮(大寮)、ゲストハウス、ホテル、ホームステイ(下宿)、レジデンスの宿泊の料金及び税・サービス料金(パンフレットなどに特に別途記載がない限り入居部屋に2人ずつの宿泊を基準として)
- (5)旅行日程に明示した食事の料金及び税・サービス料金
- (6)航空機による手荷物の運搬料金(国際線観光ツアーお客様お1人様×原則として1個の手荷物運搬料金(航空機で運搬の場合はお1人様20kg以内と規定しております)が、ご利用等級や方法によって異なります)と詳しくは係員にお尋ねください。
- (7)現地での手荷物の運搬料金(一部含まれないコースがあります)。但し、一部空港・駅・ホテルではポーターがないなどの理由により、お客様ご自身に運搬していただく場合があります。
- (8)旅行日程に明示した語学研修費用(詳しくは各コースの記載内容を参照して下さい)

9. 旅行代金に含まれないもの

- 前項(1)から(8)のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に(例示)いたします。
- (1)超過手荷物料金(特等重量・重量・個数を超過する分について)
- (2)クレジットカード、電報電話料、ホテルのフロントに對する心付けその他の追加飲食など個人的性質の諸費用及びそれに伴うサービス料
- (3)渡航手続関係諸費用(旅券印紙代・査証料・予防接種料金・渡航手続代行料金)
- (4)ご希望のみな参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行)の料金
- (5)運送機関が課す付加運賃・料金(例:燃油サーチャージ)
- (6)日本国内及び国外の空港施設使用料
- (7)日本国内における自宅から発着空港まで集合・解散地点までの交通費・及び旅行開始日の前日、旅行終了当日等の宿泊費
- (8)旅行日程中の空港税など(日本国内通行税を含む)(ただし、空港税などを含んでいることが弊社パンフレットで明示したコースを除きます。)
- (9)教材費
- (10)滞在先ホテル

10. 追加代金と割引代金

- (1)第7項(1)の追加代金は、以下の代金をいいます。(あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合は除きます。)
- ①お1人部屋を使用される場合の追加代金。
- ②パンフレットなどで弊社が「グループアッププラン」と称するホテルの最終タイプのグループアップの追加代金。
- ③パンフレットなどで弊社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長の追加代金。
- ④パンフレットなどで弊社が「C-Fプラン追加代金」と称する航空座席のクラス変更に関する運賃差額。
- ⑤国内線特別料金プラン
- ⑥その他パンフレットなどで「xxxx追加代金」と称するもの(ストレッチアップ追加代金、航空会社指定ご乗車をお受けするパンフレットなどに記載した場合は追加代金なし。)
- (2)第7項(1)の割引代金は、以下の代金をいいます。(あらかじめ、割引後の旅行代金を設定した場合は除きます。)
- ①パンフレットなどで弊社が「トータル割引」とも称し、1つの部屋に3人以上が宿泊することを条件に設定した1人あたりの割引代金。
- ②その他パンフレットなどで〇〇割引代金と称するもの。

11. 渡航手続、旅券・査証について

- (1)ご旅行に要する旅券・査証・予防接種証明書などの渡航手続は、お客様ご自身で行っていただきます。ただし、弊社らは、所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続の一部代行を行います。この場合、弊社にはお客様ご自身に起因する事由による旅券・査証などの取得ができなくてもその責任を負います。
- (2)渡航先(国又は地域)によって旅行に有効な旅券の取得を要する場合は、査証が必要とする場合があります。各コースの紹介ページ又は別途お渡しする書面記載内容をご確認ください。

12. 旅行契約内容の変更

弊社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などの

旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他弊社の関与し得ない事由が生じた場合には、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるために行い得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が弊社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

13. 旅行代金の変更

- 弊社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。
- (1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化などにより通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日以前にお客様に通知いたします。
- (2)弊社本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされたときは、本項(1)の定め(この限り)で、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- (3)旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、弊社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
- (4)第12項(1)の旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれらを支払わなければならない費用を含みます。)(が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関などの座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、弊社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
- (5)弊社は、運送・宿泊機関などの利用人員より旅行代金が異なる旨をパンフレットなどに記載した場合は、旅行契約の成立後、弊社が責任を帰すべき事由により当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

14. コースの変更・お客様の交渉

語学研修プログラムの特性上、コースの変更は当初お申込みのコースを取消して新たなコースを申込みものと解釈します。従って、当初お申込みのコースの旅行出発日の前日から起算してさかのぼって30日(特定日は40日)以内(または日以降)のお客様の都合によるコース変更(出発日の変更を含む)は、当初お申込みのコースの取消しとみなし、所定の取消料を申し受けます。また、語学研修プログラムの特性上お客様の交渉はできません。

15. 旅行契約の解除・払い戻し

- (1)旅行開始前
- ①お客様が解除権
- ア、お客様はパンフレットに記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出は、お申込みの営業時間内にお受けします。
- ア.「特定日」(4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/17)に旅行を開始する旅行
- ア.「特定日以外」に旅行を開始する旅行
- 本邦出国時または帰国時に、航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券と同一の取引条件による航空券を利用する募集型企画旅行契約であって、航空券において、当該航空券が利用されること、航空会社の名称並びに航空券契約条件および航空券取消料等の金額を明示したものを

契約解除の日	特定日に旅行を開始する旅行	特定日以外に旅行を開始する旅行
旅行契約締結後に解除する場合	航空券取消料等の金額	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日以内(または日以降～31日)にあたる日まで	旅行代金の10%又は航空券取消料等の金額のいずれか高い方	航空券取消料等の金額
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日以内(または日以降～3日)にあたる日まで	旅行代金の20%又は航空券取消料等の金額のいずれか高い方	
旅行開始日の前々日以降旅行開始日まで	旅行代金の50%又は航空券取消料等の金額のいずれか高い方	
旅行開始後又は無連絡不参加	旅行代金の100%又は航空券取消料等の金額のいずれか高い方	

備考
当該航空券に関して、当社が航空会社に対して支払うべき航空券取消料等が生じなかった場合は旅行契約解除時の航空券取消料等の額は無料として取り扱います。
イ、お客様は次の項目に該当する場合は取消料なく旅行契約を解除することができます。
a. 旅行契約内容が変更されたとき、ただし、その変更が第23項の表左欄に掲げるものの他の重要なものである場合に限ります。
b. 第13項(1)に基づき、旅行代金を増額改定されたとき。
c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などの旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可避な理由が極めて大きいとき。
d. 弊社がお客様に対し、前項(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。
e. 弊社のご都合による事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能になったとき。
f. 弊社本項(1)の①の申込みより旅行契約が解除されたときは、既に収めている旅行代金(あるいは航空会社から所定の取消料を差し引いた戻金)を戻します。取消料が申込み金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項(1)の①のイより、旅行契約が解除されたときは、既に収めている旅行代金(あるいは申込み金)全額を払い戻しいたします。
エ、日程に含まれる地味について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が出発された場合は、弊社は原則として旅行を実施いたしません。但し、十分な安全措置を講ずることが可能な場合は旅行を実施いたします。その場合(弊社が旅行を実施する場合)、お客様が旅行を取消しにならないときは、所定の取消料が適用されます。
オ、お客様の都合による出発日の変更、運送・宿泊機関などの行程中の一節の変更については、ご旅行全体の取消料のみならず、所定の取消料を収めます。f. 弊社の責任にならない各種コースの取扱い上及びその他他旅手続上の事由に基づきお預けになる場合も、所定の取消料を収めます。

